

令和3年第3回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会議事日程

令和3年9月22日（水）午後1時45分開会

1 開会挨拶（議長、管理者）

2 開 会 宣 告

3 開 議 宣 告

日程第1 会議録署名議員の指名（3番議員 宗實雅典、9番議員 出原賢治）

日程第2 会期の決定（9月22日（水）1日間）

日程第3 認定第1号 令和2年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和2年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 一般質問

4 閉 会 宣 告

5 閉会挨拶（議長、管理者）

会議に出席した議員

1番	楠	明	廣	2番	船	引	宗	俊	
3番	宗	實	雅	典	4番	和	田	美	奈
5番	桑	野	元	澄	6番	三	木	浩	一
7番	畑	山	剛	一	8番	上	山	隆	弘
9番	出	原	賢	治	10番	松	浦	崇	志

会議に欠席した議員

な し

議事に関係した事務局職員

事務局長	眞	殿	幸	寛
総務課長	田	淵	寿	哉
財政係長	堀		竜	也
総務係長	橋	本	敏	弘

地方自治法第121条の規定による出席者

管理者	(たつの市長)	山	本	実	
副管理者	(太子町長)	服	部	千	秋
代表監査委員		今	江	伸	
会計管理者		菅	原	昌	則
事務局長		眞	殿	幸	寛
事務局次長兼 環境業務課長		高	坂	文	泰
総務課長兼 医務課長		田	淵	寿	哉
衛生業務課長		長	坂	泰	成
たつの市市民生活部 環境課長		小	谷	英	樹
太子町生活福祉部 生活環境課長		大	谷	康	弘

開 会 挨拶

○議長（楠 明廣議員）

定刻が参りましたので、揖龍保健衛生施設事務組合議会を開会させていただきます。

開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

ここ最近朝晩も涼しく、日中も幾分か過ごしやすくなってまいりました。

本日ここに令和3年第3回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会が招集されたところ、議員各位にはご健勝にてご参集賜り、開会を宣する運びとなりましたことは、誠にご同慶に堪えないところでございます。

今期定例会には、既にお手元にお届けしておりますとおり、令和2年度各会計決算認定の案件が提出されております。いずれも重要な案件でありますので、議員各位におかれましては慎重にご審議いただき、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

また、議事運営につきましても、議員各位の格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

管理者。

○管理者（山本 実君）

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

朝晩には幾分か涼しくなり、秋を感じられるようになってまいりました。

本日ここに令和3年第3回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご健勝にてご出席を賜り、ここに開会を宣せられる運びとなりましたこと、誠にご同慶に存じますとともに、謹んでお礼を申し上げます。

さて、今期定例会でご審議をお願いいたします案件は、令和2年度各会計決算認定でございます。

議員各位におかれましては、どうか円滑なる議事運営により、適切にご決定をいただきますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

開 会 宣 告

○議長（楠 明廣議員）

ただいまより、令和3年第3回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会を開会します。

開 議 宣 告

○議長（楠 明廣議員）

これより本日の会議を開きます。

この際、ご報告いたします。

監査委員より地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により実施しました行政監査の結果報告1件及び同法第235条の2第1項の規定により実施しました例月出納検査の結果報告2件が提出されております。その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご清覧をお願いいたします。

次に、本日の出席議員数及び地方自治法第121条の規定により説明を求めた者の職氏名等について事務局長より報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

ご報告申し上げます。

本日の出席議員数についてであります。本日ただいまの出席議員数は10名全員でございます。

次に、地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名についてであります。お手元に配付いたしております名簿のとおりでありますので、ご清覧願います。

以上でございます。

○議長（楠 明廣議員）

以上で報告を終わります。

これより日程に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（楠 明廣議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長において3番宗實雅典議員、9番出原賢治議員を指名いたします。両議員、よろしく願いいたします。

～日程第2 会期の決定～

○議長（楠 明廣議員）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日9月22日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月22日の1日間といたしました。

～日程第3 認定第1号及び認定第2号～

○議長（楠 明廣議員）

次に、日程第3、認定第1号 令和2年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第2号 令和2年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計歳入歳出決算認定についての2件を一括議題といたします。

これより上程議案に対する説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

ただいま議題となりました、認定第1号、令和2年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、その概要をご説明申し上げます。

まず、一般会計の決算状況でございますが、決算書の3ページをお開き願います。

令和2年度の歳入決算額は17億3,575万6,261円となっております。

次に、5ページをご覧ください。

歳出決算額は16億5,615万7,713円で、差引き残額は7,959万8,

548円となっております。

それでは、歳出の主な内容をご説明申し上げます。

決算書10ページをお開き願います。

まず、第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費でございます。予算現額が224万4,000円で、支出済額は83万6,495円となっております。この支出の主な内容といたしましては、第1節報酬で65万4,168円、その他一般事務経費でございます。

続きまして、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費でございます。予算現額1億9,522万7,000円に対し、支出済額は1億8,954万1,543円となっております。その主な内容といたしましては、第2節給料及び第3節職員手当等で、組合職員24名分の給料及び各種手当でございます。第4節共済費のその主なものは、兵庫県市町村職員共済組合負担金でございます。

次に、決算書の12ページをご覧ください。

第12節委託料の支出済額は366万8,147円で、その主なものは財務会計、給与計算の電算機器保守点検委託料、電算システム変更委託料、公会計制度支援業務委託料でございます。次に、第13節使用料及び賃借料は550万2,656円を支出し、その主なものは財務会計、給料計算システム及び電話機の借り上げ料でございます。次に、第18節負担金補助及び交付金は2,279万3,571円を支出し、その主なものは退職手当組合負担金及びたつの市からの派遣職員1名分の人件費でございます。

次に、第3目基金費では、予算現額5,306万7,000円に対し、支出済額は5,306万6,327円となっております。これは備考欄に記載しておりますとおり、財政調整基金、ごみ処理施設整備基金及び退職手当引き当て準備基金にそれぞれ積立てたものでございます。

次に、第2項監査委員費、第1目監査委員費でございます。予算現額24万5,000円に対し、支出済額は15万2,400円で、委員報酬等に支出しております。

次に、決算書14ページをご覧ください。

第3款衛生費、第1項保健衛生費、第1目環境衛生費でございます。予算現額9,166万5,000円に対し、支出済額は8,372万7,908円となっております。その主な内容につきましてご説明申し上げます。第1節報酬は、会計年度任用職員1名分の報酬でございます。次に、第10節需用費では2,916万7,437円を支出しており、その主なものは火葬の主燃料である灯油、油脂代、電気代及び処理設備修繕料でございます。次に、第12節委託料では、4,040万4,315円を支出し、その主なものは清掃管理業務委託料の232万445円、火葬炉等管理業務委託料の3,300万円でございます。次に、第13節使用料及び賃借料では286

万9, 152円を支出し、その主なものは火葬場予約管理システム機器の借り上げ料でございます。次に、第18節負担金補助及び交付金では906万7, 378円を支出し、その主なものは太子町からの派遣職員1名分の人件費でございます。

決算書16ページをご覧ください。

続きまして、第2項清掃費、第1目施設整備費でございます。第12節委託料では、循環型社会形成推進地域計画策定業務委託料、機種等選定委員会支援業務委託料に652万8, 500円支出しております。

次に、第2目塵芥処理費でございます。予算現額12億8, 729万5, 000円に対し、支出済額は12億2, 737万9, 382円となっております。その主な内容についてご説明申し上げます。第1節報酬及び第3節職員手当等は、会計年度任用職員8名分の報酬及び期末手当でございます。第4節共済費は、会計年度任用職員の社会保険料等の支出でございます。第10節需用費の支出額は3億856万1, 953円で、その主なものはごみ処理薬品に5, 242万6, 874円、コークス、石灰石の副資材費に1億1, 226万2, 483円、炉前資材費に4, 088万180円、公用車及び重機等燃料費に211万1, 032円、塵芥収集車両の燃料費に285万6, 162円、灯油、油脂代に1, 444万7, 620円、電気代に4, 796万8, 926円、水道代に816万8, 853円、重機点検整備費に684万7, 915円、塵芥収集車両の点検整備費に883万4, 754円を支出いたしております。

決算書18ページをご覧ください。

第12節委託料の支出済額は8億7, 110万5, 187円で、その主なものは一般廃棄物の収集運搬委託料として3億4, 550万7, 804円、操業委託料に2億1, 395万円、定期保守点検整備委託料に2億6, 180万円、集じん灰最終処分委託料に1, 215万4, 340円、資源化設備内選別業務委託料に1, 268万74円、雑木等の処理委託料に1, 288万3, 046円を支出いたしております。次に、第18節負担金補助及び交付金の支出済額は2, 362万7, 992円で、その主なものはたつの市からの派遣職員3名分の人件費2, 140万9, 513円でございます。

次に、第3目し尿処理費でございます。予算現額6, 504万2, 000円に対し、支出済額は5, 995万2, 222円となっております。その主な内容についてご説明申し上げます。第1節報酬では、会計年度任用職員1名分の報酬でございます。

決算書20ページをご覧ください。

第10節需用費では3, 682万9, 603円を支出し、その主なものは処理薬品費の418万8, 369円、電気代に733万4, 264円、上下水道代の1, 05

7万2,463円、機器整備費の1,133万6,600円でございます。第12節委託料の支出済額は2,024万4,970円で、その主なものはし尿収集運搬委託料の1,404万3,786円でございます。

次に、第4款公債費、第1項公債費、第1目元金では3,466万8,335円を支出しており、その内容はごみ処理施設建設事業債の償還元金でございます。

次に、22ページをご覧ください。

続いて、第2目利子では、先ほどご説明いたしました借入金に係る利子で、支出済額は30万4,601円でございます。なお、償還期限は、令和10年度まででございます。

また、32ページに起債現在額調書を添付いたしておりますので、後ほどご清覧願います。

次に、第5款予備費につきましては、支出はございません。

以上が、一般会計の歳出の内容で、当初予算額16億8,536万5,000円に5,204万9,000円を増額補正し、予算現額17億3,741万4,000円に対しまして、支出済額は16億5,615万7,713円でございます。

引き続き歳入についてご説明申し上げますので、決算書の6ページにお戻り願います。

まず、第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目事務組合分担金で、収入済額は14億2,130万8,000円でございます。これは、条例に基づく市町分賦金で、その内訳は備考欄に記載のとおり、組合運営経費、し尿処理経費、塵芥処理経費、収集運搬経費、火葬場運営経費、施設整備経費で、構成市町でありますたつの市及び太子町から受け入れております。

続いて、第2款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目衛生使用料、第1節火葬場使用料の収入済額は2,764万100円となっております。

次に、第2項手数料、第1目衛生手数料、第1節塵芥処理手数料の収入済額は1億5,466万8,348円でございます。第2節し尿処理手数料の収入済額は2,109万9,340円でございます。

次に、第3款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金、第1節利子及び配当金につきましては、基金の利子収入といたしまして217万214円を受け入れたもので、その内訳につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、8ページをご覧ください。

第4款繰入金、第1項繰入金、第1目基金繰入金では、備考欄に記載のとおりごみ処理施設整備基金から652万8,500円を繰入れしております。

第5款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金は、令和元年度の繰越金でございます。

第6款諸収入、第2項雑入、第1目雑入の収入済額は3,328万1,364円で、その主な内容につきましては、備考欄に記載のとおり、スチール、アルミ缶、ペットボトル、雑鉄等の資源化物の売払収入として855万5,905円、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会からペットボトル等を売払いいたしました分配金として338万8,265円、ごみ収集袋販売収入として1,669万9,038円、関西電力に売電いたしました売電力料金として347万1,285円等でございます。

以上、一般会計の歳入合計額は17億3,575万6,261円となっております。

次に、決算書の26ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引き額7,959万8,000円につきましては、翌年度に繰り越すべき財源もないことから、実質収支額も同額となっております。

また、地方自治法の規定による基金繰入額はございません。

次に、決算書28ページ、財産に関する調書についてご説明を申し上げます。

土地、建物、機械設備、工作物につきましては、決算年度中の増減はございません。

5の基金でございますが、決算年度末現在高は、財政調整基金が3億2,344万3,000円、ごみ処理施設整備基金が4億241万2,000円、退職手当引き当て準備基金が2,252万円となっております。

次に、6の物品につきましては、決算年度中の増減はございません。

以上で認定第1号の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、認定第2号、令和2年度揖龍保健衛生事務組合休日夜間急病センター特別会計歳入歳出決算認定について、その概要をご説明申し上げます。

決算書の35ページをお開き願います。

令和2年度の歳入決算額は3,937万8,336円となっております。

次に、37ページをご覧ください。

歳出決算額は3,826万8,599円、差引き残額は110万9,737円となっております。

それでは、歳出の主な内容をご説明申し上げますので、決算書の42ページをご覧ください。

まず、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費でございます。予算現額1,324万9,000円に対しまして、1,240万4,940円を支出いたしております。その主な内容でございますが、急病センターの医療費請求事務に従事しております職員1名分の給料、職員手当、共済費並びに会計年度任用職員6名分の報

酬等を支出いたしております。

第2目基金費につきましては、41万969円を財政調整基金に積立てるため支出いたしております。

次に、44ページをご覧ください。

第2款衛生費、第1項保健衛生費、第1目急病センター費でございます。急病センター運営経費として、予算現額2,959万8,000円に対し、支出済額は2,586万3,659円となっております。支出の主なものは、第1節報酬では診療に従事します会計年度任用職員4名分の報酬でございます。第10節需用費では、医薬品、医療材料費等に83万1,914円を支出いたしております。第12節委託料では、急病センターの診療業務に従事していただいた医師に対する診療業務委託料として1,258万4,000円、薬剤師に対する薬剤業務委託料として404万1,200円、急病センターの診療報酬の請求事務を委託したことによる医事外来業務委託料197万3,330円、また急病患者の診療業務等の管理業務委託料として、たつの市・揖保郡医師会及び薬剤師会に192万円を支出いたしたものでございます。第17節備品購入費では、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行を見越して発熱患者とその他の患者を区別するため、たつの市はつらつセンター敷地内に仮設の診察室として設置しましたユニットハウス購入費等に90万2,000円を支出いたしております。

次に、第3款予備費につきまして、支出はございません。

以上のとおり、歳出合計は予算現額4,375万8,000円に対し、支出済額が3,826万8,599円でございます。

以上で歳出に係る説明を終わらせていただきます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、決算書の38ページをご覧ください。

第1款診療収入、第1項診療収入、第1目診療報酬収入につきましては、受診者1,089人分の診療費として828万3,481円を収入しております。

続いて、第2款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目事務組合分担金につきましては、構成市町より急病センター運営に係る地方交付税交付金運営費算入分として446万3,000円を受け入れております。

続いて、第3款使用料及び手数料、第1項手数料、第1目衛生手数料で、診断書の発行手数料として6,600円を収入いたしております。

続いて、第4款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金では、財政調整基金から生じた利子収入でございます。

続いて第5款繰入金、第1項繰入金、第1目基金繰入金では、財源補填といたしまして財政調整基金から2,000万円を繰入れいたしております。

続いて、第6款繰越金、第1項繰越金につきましては、令和元年度の繰越金でございます。

40ページをご覧ください。

第7款諸収入、第1項雑入、第1目雑入では薬容器代等を収入いたしております。

第8款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目衛生費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症が流行している状況で、当急病センターにおいて院内等での感染拡大を防ぐため、発熱患者等の診察室の新設、個人防具等の購入に係る補助金100万円を収入いたしております。

以上が、歳入の主な内容でございます。

続いて、48ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入歳出差引き額は110万9,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源もなく、実質収支額も同額でございます。

なお、地方自治法の規定による基金繰入金はございません。

次に、決算書50ページをご覧ください。

財産に関する調書でございます。

財政調整基金につきましては、決算年度末現在高は1億4,479万9,000円となっております。物品につきましては、決算年度中の増減等はございません。

以上で認定第2号についての概要説明を終わらせていただきます。なお、決算の審議に当たりましては、地方自治法第233条の規定により監査委員の審査に付した結果をお手元に配付いたしておりますので、ご清覧賜り、何とぞ慎重ご審議の上、いずれも認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（楠 明廣議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

8番上山隆弘議員。

○8番（上山隆弘議員）

まず、17ページについてお聞きしたいと思います。

款3、項2、目1の機種等選定委員会支援業務委託についてですが、どのようなものかという部分の説明をいただきたいのと、どのように委員を選定しておるのか、また謝礼も出ておりますが、この人数何人いて等を少し詳しく説明をいただきたいと思っております。

それから、決算の認定に当たり、夜間救急急病センターの対応についてですが、コ

ロナの事情も変わっていきながら、特に若い方々が感染をしやすいデルタ株は非常に家族内でも広がりやすいというような事情があります。そういった意味で、夜間救急急病センターの対応として、そういったことを含めた上で検討がなされる対応があるのかないのか、どういった状況で進んでおるのか説明をいただきたいと思います。

○議長（楠 明廣議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

まず、急病センターのほうからご回答を申し上げたいと思います。

コロナの感染者に対しての診療でございますが、コロナ感染者につきましては、当急病センターについては行っておりません。県の指定します病院等にご案内を申し上げておりまして、原則的にはコロナに感染された方についての受入れ等は行っておりません。この状況につきましては今後、例えばコロナのウイルスに対する特効薬といえますか治療薬、そういうものができて通常の診療所でその薬が出せたり、治療ができるという状況になったときには受入れ等はあるとは思いますが、今の現状では県の指定します病院等へのご案内という形で進めていっております。今後も当分はそういうことだと考えております。

○議長（楠 明廣議員）

事務局次長。

○事務局次長（高坂文泰君）

機種選定委員会ですが、これにつきましては、機器、構造、施設を建設するに当たりまして、基本的な施設の方針を決めるということで委員会を立ち上げてやっております。委員さんにつきましては行政7名、住民の方2名、有識者1名ということで、10名で委員さんを選定させていただきました。

その中で、最終の委員会の答申としていただきましたのが、一つはこの新施設をどこに建てるかということで、東側に建てるということ。それからごみの処理方法について、シャフト式のガス化溶融炉とするということ。それから、3つめとしましては、この施設の規模として約120トンの規模にするということを決めておりまして、最後に余熱利用方法ということで、この事業につきましては循環型の社会形成推進交付金を活用するというので、エネルギーの回収率を14%以上を目指すものということで、余熱の利用方法として決めております。

以上でございます。

○議長（楠 明廣議員）

8番上山隆弘議員。

○8番（上山隆弘議員）

まず、機種等選定委員会の支援業務委託ですけれども、これお相手の方々は、また民間の方というか有識者ということで、有識者に対応する部分が謝礼とかは分かるところもありますけれど、これ業務委託としてこれだけの金額を上げるような状況に至るのはどういうことなのかという説明をいただきたいのと、それから、先ほどの夜間救急病センターですけれども、その今の説明は以前の説明から分かっておるんです。そうではなくて、熱が出たとか症状が分からない状況で中に入れないうち子どもたちが増える中、想定した上での範囲というのはある程度危機意識を持って取り組んでいただきたい思いでございましたので、その対応について検討があった上で何かなされることはないのかということをお聞きしておりますので、再度説明を求めたいと思います。

○議長（楠 明廣議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

まず、機種選定委員会の業務委託ですけれども、こちらの方につきましては、先ほど説明を申し上げました検討内容について、10名の委員さん方に内容等を検討していただいたんですけれども、こちらは事務局だけでは作り切れない資料、実際にどういう施設がいいのか、それから数値的なものも含めまして、検討する材料としての資料の策定を業者さんのほうにお願いして、資料をつくっていただいて、10名の委員さんにその資料も含めて、こちらの事務局でも当然つくった資料もあるんですけど、合わせて内容を検討していただきたい、そういう資料作成の業務でございます。

それと、急病センターのほうなんですけれども、当然若い方々もこれから、今感染が広がってるということで、急病センターのほうにも来られることと思いますが、コロナの扱いについては、現状が県を通して変わっておりませんので、なかなか急病センターで受入れというのは難しい。ただ、昨年度、2年度の予算のほうにも出してますとおり、ユニットハウスというものを購入いたしておりますので、発熱患者さんについてはユニットハウスを使っていただく。ただ、電話等の問合せで内容等がどうもコロナっぽいよと、それはもうお子さん、小さい方、若い方に限らずコロナの症状が出ているということになると、急病センターに来られるよりもそちらのほうに、専門の病院のほうに行ってくださいと。どっちか分からないと、ただ単に熱があるという

方についてはユニットハウスのほうで、こちらのほうで診ていただくということが現状と、先を見越してどうやろうということになりますと、この現状を今後も維持していかざるを得ないというようになってます。

以上でございます。

○8番（上山隆弘議員）

じゃあ最後に。

○議長（楠 明廣議員）

8番上山隆弘議員。

○8番（上山隆弘議員）

14ページのほうは何かちょっと答弁よく分かりにくい、苦しい答弁じゃないかというふうな思いもしますけれども、努力された上での、本当に一個も意見がないということを含めて、いいものが出来上がるんだと、こういうふうに信頼をして理解をしたいと思いますし、夜間急病センターについては、あるけど意味がない施設では意味がないわけですので、そこにある、お金も出しているわけですから、機能するように工夫をしということも、今後特に子供らの対応というのは必要な部分があるんじゃないかなというふうに思いますので、引き続き気を引き締めて検討を進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（楠 明廣議員）

他にご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

発言がないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の認定第1号及び認定第2号は原案のとおり認定することに決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(楠 明廣議員)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号及び認定第2号は原案のとおり認定されました。

～日程第4 一般質問～

○議長(楠 明廣議員)

次に、日程第4、一般質問でございますが、通告がございませんので、議事を省略いたします。

以上で今期定例会に付議された議案は全て議了いたしました。

閉 会 宣 告

○議長(楠 明廣議員)

これをもちまして令和3年第3回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会を閉会いたします。

閉 会 挨拶

○議長(楠 明廣議員)

閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位におかれましては令和2年度各会計決算認定の重要案件を終始熱心かつ慎重にご審議賜り、それぞれ適切妥当なるご決定を賜りました。また、議事運営につきましても格別のご協力によりまして、ここに閉会の運びとなりましたことを心より厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスは感染力が非常に強いとされる変異ウイルスが猛威を振るい、

今も収束の見通しが見えない状況が続いております。市民、町民の皆様におかれましては、なお不安な日々を過ごされていることと思います。8月20日に発表されました新型コロナウイルス感染拡大による4回目の緊急事態宣言は、現在新規感染者数は減少傾向ではありますが、医療提供体制の逼迫が続いている現状もあり、9月9日には再度9月30までの延長が決定されました。

揖龍地域におきましては、お盆を過ぎましてから新規の感染者数が急増しておりましたが、先週には減少傾向となっております。理事者におかれましては、感染拡大防止対策を強化し、感染の連鎖を断ち切るために住民の皆様や事業者の皆様に変なご不便をおかけいたしますが、引き続きご理解、ご協力をいただき、万全の体制をお願いする次第でございます。

議員各位におかれましては、これから暑さも和らぎ、秋の気配を感じる時期となりますが、季節の変わり目、体調をくずしやすい時期でもございます。体調管理にはくれぐれもご留意いただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

管理者。

○管理者（山本 実君）

令和3年第3回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会の閉会に当たり一言お礼のご挨拶を申し上げます。

今期定例会では、提出いたしました案件につきまして原案のとおり認定いただきましたことに対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

さて、コロナ禍で迎えます2度目の今年の夏は、お盆前から前線が西日本に停滞し、西日本を中心に大気の状態が非常に不安定となり、九州地方の各地で河川の氾濫、土砂災害が発生し、甚大な被害が報告されております。

また、新型コロナウイルス感染症についてでございますが、県内の新規感染者数は先月18日に1,000人を超え、現在は減少傾向にあるものの、重症患者の病床使用は高い率であり、依然医療提供状況は緊急事態にあります。一日も早い終息を願っているところで、今回の緊急事態宣言が最後となることを祈念しております。

議員の皆様にはくれぐれも健康には十分にご留意いただき、今後とも組合の事業推進に一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。お礼のご挨拶といたします。本日はありがとうございました。

閉会 午後2時19分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年9月22日

組合議会議長 楠 明 廣

会議録署名議員 宗 實 雅 典

会議録署名議員 出 原 賢 治